

## 第2編 一般災害対策

### 第1章 災害予防計画

#### 第1節 防災知識の普及計画

担当：各機関

##### 第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、町民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、町及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

これらを踏まえた防災計画が有効に作用するためには、これを運用する職員及び住民等の計画に対する理解が重要である。防災業務を分掌する各機関の災害予防責任者は、関係職員に対し防災教育を実施するとともに、広く住民に対して適当な方法により随時防災知識の普及を図るものとする。

##### 第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明に止まるものが多い。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、特に、被災者の生活支援、並びに住宅の再建支援に関する国、地方自治体、及び公的又は民間金融機関における融資又は貸付制度など被災者の視点から捉えた知識が最も重要である。

###### 1 災害時要援護者

災害時要援護者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。災害時要援護者には高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

###### 2 避難者のプライバシー

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が充てられ、避難所における多くの事例では、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。

このため、町は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを町民の知識として定着させるための啓発活動が重要である。

### 3 女性の視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため町は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを町民の知識として定着させる啓発活動の実施が重要である。

## 第3 防災関係職員への防災教育

### 1 現況

防災業務に従事する防災関係機関等の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるので、平時から資質の向上に努める必要がある。

### 2 対策

#### (1) 防災関係機関の責務・資質の育成

防災業務に従事する町及び防災関係機関等の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならない

防災関係職員に必要な災害の形態に関する知識として、例えば、台風・大雨などの気象災害、航空機・鉄道・車両などの事故災害、危険物製造施設や貯蔵所等事故による石油・化学薬品等の流出・漏洩及び化学反応などに関する知識がある。

また、これら災害発生時において要求される能力としては、被害情報の収集・処理、被害の拡大予測、二次災害の発生予測、避難情報の発表タイミングなどの予測・判断能力がある。

このため、町及び防災関係機関等は職員に対し、これら知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などを計画的に実施するものとする。

なお、各種取組を進めるに当たり、県と市町村が合同で行うなど効果的・効率的な実施に努める。

#### (2) 実施項目

##### ① 災害現場での実体験

- ア 被災地視察・現地調査
- イ 災害ボランティア活動への積極的な参加
- ウ 被災者の視点に立った状況把握能力の養成

##### ② 防災訓練への参加、検証能力の養成

##### ③ 防災に関する基礎知識の養成

- ア 町地域防災計画の運用に関する事例と課題
- イ 防災関係法令の運用に関する事例と課題
- ウ 地域における災害史と災害の特徴
- エ 防災一般に関する講習会・研修会等の開催
- オ その他

#### 第4 学術機関との連携

町及び関係機関は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え、広く町民に啓発を図る。

#### 第5 住民に対する防災知識の普及

一般住民に対する防災知識の普及、災害の予防及び被害を軽減するため町民一人ひとりの防災意識及び防災知識の普及を図っていく。

1	雪害防止に関する事項	12月～	3月
2	風水害予防に関する事項	6月～	9月
3	土砂災害に関する事項		
	土砂災害防止月間	6月 1日～	6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月 1日～	6月 7日
4	火災予防に関する事項		
	春季火災予防運動	4月 第1日曜日～	1週間
	秋季火災予防運動	11月 第1日曜日～	1週間
	山火事予防運動	4月 1日～	5月31日
	文化財防火デー	1月26日	
5	その他の災害に関する事項		
	水防月間	5月 1日～	5月30日
	県民防災の日	5月26日	
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～	5月26日
	危険物安全週間	6月 第2日曜日～	1週間
	国民安全の日	7月 1日	
	水難事故防止強調運動	7月 1日～	8月31日
	防災の日	9月 1日	
	防災週間	8月30日～	9月 5日
	救急の日	9月 9日を含む	1週間
	雪崩防災週間	12月 1日～	12月 7日
	防災とボランティアの日	1月17日	
	防災ボランティア週間	1月15日～	1月21日

#### 第6 教育機関における防災教育・訓練

##### 1 教育活動全体を通じた防災教育

学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。

##### (1) 町教育委員会の取組

- ① 各種研修会等を開催し、教職員の指導力を高める。
- ② 各学校等へ専門的な知識を有する外部指導者を派遣する。
- ③ 学校訪問等により学校防災体制の確認と助言を行う。
- ④ 各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等を提供する。

## (2) 各学校等の取組

### ① 学校防災体制の見直し

危機管理マニュアル・学校安全計画等の作成、見直しを行う。

### ② 幼児児童生徒に対する教育

各学校等は、幼児・児童・生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。

### ③ 教職員に対する教育

各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

## (3) 防災訓練の実施

① 防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員全ての共通理解、さらには児童・生徒の自主性を重視の上実施する。

② 防災訓練は、学校種別・規模等の実情に応じ、毎年3回程度実施する。

## (4) 防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、機具、用具などの定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修などを速やかに実施する。

特に、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

## (5) 連絡通報組織の確立

教職員全ての緊急時連絡網等を整備し、災害時における組織活動の円滑化を図る。

警備会社などへの委託警備については当該警備会社と連絡網の整備を図る。

## 第7 防災上重要な施設の管理者への教育

### 1 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については定期的に査察を行い、査察結果に基づく施設の改修又は維持管理の見直しなどを速やかに実施し、災害発生時における対処要領等の徹底に努める。

### 2 講習会・研修会等の開催

(1) 防災管理者には講習会、研修会などを通じ、その職責を自覚させる。

(2) 事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

## 第8 企業における防災教育・役割

企業は、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。

このため、町は、各企業における防災意識高揚並びに防災力の向上を図るための、防災に関する取組の評価などを行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

## 第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

町は、自治会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るものとする。

## 第10 防災に関する意識調査

防災に関する住民意識調査は、これまで日本海中部地震の被災市町村を対象に、秋田大学や研究機関が実施してきた。しかし、防災に関する住民の意識調査は、町が計画・実施している防災施策に対する町民の意見を聞くために重要であり、関係機関と協力し計画的な実施に努める。

## 第2節 自主防災組織等の育成計画

担当：各機関

### 第1 計画の方針

防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることである。

町民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。

このため、町は県と協力し、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進に努める。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

### 第2 実施範囲

#### 1 町

(1) 自主防災組織の結成並びに育成は、災害対策基本法の規定に基づき町が行う。

(2) 自主防災組織の結成を促進するため、次の事項を町地域防災計画に定める。

自主防災組織の必要性	地域住民による相互扶助の実践
自主防災組織の規模	自治会、学校区、地域コミュニティ団体などが組織の単位と考えられるが、結成に当たっては住民が連帯感を保つことができ、かつ日常生活上において無理なく活動できる規模
自主防災組織の育成	1 防災資機材の操作講習会、応急手当講習会、防災訓練などへの参加 2 県・消防機関等との協力によるリーダーの育成
防災資機材の整備	自主防災組織の活動に必要な防災資機材、活動拠点等の整備促進
関係機関との連携	消防機関等との連絡体制の整備
その他	自主防災組織の活動に必要な事項

#### 2 自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や町地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

なお、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

### 自主防災組織の主な活動項目

平 時	1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の災害時要援護者の把握 5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び県及び町主催の防災訓練への参加 7 その他
災 害 発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 6 その他

### 3 事業所等

危険物の製造又は貯蔵事業所等においては、自衛防災組織の強化を図る。

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療施設、スーパーマーケットなど多数の町民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

### 第3 消防職団員、OBとの連携

消防職団員の専門知識とOBの豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験であり、町は、これらの実績を踏まえ消防職団員及びOBとの連携を図ることが重要である。

### 第4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認める時は、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第3節 防災訓練計画

担当：各機関

### 第1 計画の方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるため、町、県、防災関係機関、並びに住民等それぞれがとるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施するとともに、必要に応じて、複合災害を想定した図上訓練及び実働訓練の実施に努めるものとする。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの災害時要援護者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、小・中・高等学校等や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参加した防災訓練を定期的実施する。また、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練、評価と見直しを繰り返し、日頃からの備えを行う。

また、訓練において、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

### 第2 訓練種別

#### 1 実働訓練

町及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア、災害時要援護者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。

#### 2 図上訓練

町及び各防災関係機関等は、地方公共団体及び防災関係機関の各職員、自主防災組織などの地域コミュニティ団体などにおける指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。

### 第3 訓練項目

町及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

災害防御訓練	1 消防訓練 2 水防訓練 3 特殊災害防災訓練（トンネル災害、危険物爆発事故等） 4 避難訓練 5 災害防御活動従事者の動員訓練 6 必要資材の応急手配訓練 7 大規模停電を想定した訓練 8 その他
応急復旧訓練	1 道路の交通確保 2 復旧資材、人員の緊急輸送 3 決壊堤防の応急処置 4 水道、ガス、電力、通信施設の応急修復 5 石油類等の流出防止等応急修復 6 その他

## 第4 訓練の実施範囲

### 1 町

#### (1) 町地域防災計画に定めた訓練

水防管理団体、自主防災組織、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民と連携した訓練に重点を置くものとする。

#### (2) 県主催の防災訓練への参加

#### (3) 関係機関等が主催する防災訓練への参加

#### (4) 市町村共同による訓練の実施

#### (5) その他必要に応じた防災訓練

### 2 防災関係機関

それぞれの機関が定めた防災業務計画を基に、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう、これを防災訓練計画に定め計画的に実施する。

### 3 医療・教育・社会福祉施設、事業所等

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場、スーパー及びその他消防法（昭和23年法律第186号）で定められた事業所（施設）の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づき避難・誘導、消火及び通報などの訓練を計画的に実施する。

また、事業所においては、地域の一員として町、消防署、並びに地域の防災組織等が開催する防災訓練への積極的な参加に努める。

### 4 自主防災組織、地域コミュニティー団体等

自主防災組織及び地域コミュニティー団体は、地域住民の防災意識の向上と、災害発生時における災害時要援護者の迅速で安全な避難誘導などを確保するため、平時から町、消防本部の指導や防災訓練等を通じこれら機関との連携に対する重要性の認識に努める。

実施する防災訓練は、避難誘導、初期消火、応急救護、災害時要援護者の安全確保、避難所の開設・運営などとする。

また、県及び町は、町民一人ひとりに対し広報誌、携帯電話メール、緊急告知FMラジオ等を通じ訓練参加への呼びかけ、初期消火や避難などの実践的な体験の場を提供する。

### 5 町民の訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、町民の防災地域の普及、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での「防災」についての話し合いなどに努める。

## 第1 計画の方針

災害が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集・分析、対応の伝達・指示など、応急対応の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

さらに、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等によって通信機能への多大な被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

また、町民への情報伝達については、簡潔で分かりやすい表現とし、特に、災害時要援護者への配慮に重点を置くことが必要である。このため、平時から計画的に訓練を実施し、検証を重ねて、情報伝達の改善を推進する。

## 第2 情報収集・伝達体制の整備

### 1 情報収集体制の整備

災害時には、警察や消防、自主防災組織の防災リーダー、さらに町職員を通じて町の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行い、また、災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、町民の生命・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達することとなる。これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や各機関の役割りの明確化などに配慮して整備する。

また、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておく。

### 2 情報収集・伝達ルートの確立

- (1) 県総合防災情報システム、県情報集約配信システム（情報の架け橋）、携帯電話メールシステム、緊急告知FMラジオ、衛星携帯電話等、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
- (2) 指定避難路、避難場所及び避難所については、統一的な図記号を利用した分かりやすい、誘導標識や案内板等により町民への周知徹底を図る。
- (3) 水防管理者は、町と協力し情報伝達施設の整備・改善等に努める。
- (4) 災害発生初動期における被害情報の収集などに、県消防防災ヘリコプターを活用する。
- (5) 東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信計画を策定するとともに、無線設備の総点検による通信回線の途絶防止に努める。また、非常通信訓練の実施を通じて非常通信体制を検証する。

### 第3 情報の共有化

町、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めるものとする。

### 第4 非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがある。

このため、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておくことが極めて重要である。

#### 1 町及び関係機関

災害時においても町民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システム（県総合防災情報システム、県情報集約配信システム（情報の架け橋）、町防災行政無線、インターネット等）の非常用発電機等の常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努める。

## 第1 計画の方針

大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏洩事故により、当該漏洩区域住民の避難が必要になったことを想定し、町は、避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種類に応じた被災しない避難場所、避難所及び避難路を定め、これを自治会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図るものとする。

特に、災害時要援護者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努めるものとする。

また、路線バスなどの公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が発生することから、町、県及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努めるものとする。

## 第2 避難場所及び避難所等の指定・整備

### 1 避難場所の指定

町は、公共施設等を対象に、各種災害や地域の特性を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、対象とする施設は、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るほか、政令で定める指定基準、過去の災害の状況及び新たな知見等を踏まえ、点検及び見直しを適宜行う。

#### (1) 指定緊急避難場所

災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

#### (2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として災害時要援護者を滞在させることが想定される施設にあつては、災害時要援護者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

〔留意点〕

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 避難路

各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定する。

(4) 避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図ること。

- ① 非常用電源の配置とその燃料の備蓄
- ② 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備
- ③ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- ④ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の整備

(5) 避難の長期化に対応した施設整備

① 給水体制と資機材の整備

ア 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。

イ 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(6) 避難場所等の周知

避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布等により、避難場所、避難方法、避難経路等について、住民への周知徹底を図ること。

2 避難情報の判断基準

町長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。

(1) 避難準備情報

「避難準備情報」は、気象予報・警報、土砂災害警戒情報の発表を勘案し、避難勧告又は避難指示の決定・通知に先立ち、事前に、災害時要援護者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

(2) 避難勧告

「避難勧告」は、災害を覚知し、かつ拡大が予想され、事前に避難を要すると判断した時、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した避難場所又は避難所（公共施設等）への避難を促すために通知する。

(3) 避難指示

「避難指示」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化し、緊急に避難を要すると認められる時、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫している時、より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する。

(4) 屋内での待避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避等を指示する。

(5) 避難勧告等の解除

避難等の必要がなくなった時、避難勧告等の解除を通知する。

3 発令基準の設定

町は、降水量、河川水位、気象予警報の発表等の客観的な指標に基づき、災害種別ごとに避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準を設定する。

4 避難情報に付する事項

- (1) 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
- (2) 避難対象地域、又は地区の範囲
- (3) 避難開始・解除時刻
- (4) 避難誘導、避難路、避難場所、避難所（避難施設）の指定など

5 避難情報の伝達手段

町は、町防災行政無線、携帯電話メール、緊急告知 FM ラジオ、広報車、警察、消防職員、自主防災組織や地域コミュニティー団体などの連絡責任者など、避難情報の伝達体制の整備に努める。

また、消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

6 避難者の優先順位の設定

避難の順位は災害時要援護者を優先するが、町は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

7 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要援護者との関わりを積極的に持つておく必要があるため、町は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。

(2) 町は、避難支援時や避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障害者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための連絡カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。

なお、災害時要援護者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの避難場所、避難経路の状況把握の促進に努める。

(3) 災害時要援護者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要援護者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。

この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

- (4) 社会福祉施設の管理者は、町及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて自治会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。

- (5) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。

- (6) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

## 8 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

## 9 避難者の健康管理

町は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施するものとする。

## 10 避難所の開設・運営マニュアルの作成

町長は、次の項目等から構成される「避難所開設運営マニュアル」、並びに「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を作成する。

## 11 帰宅困難者支援

町は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努めるものとする。

また、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、あらかじめ確保するよう努めるものとする。

# 第3 関係機関の対策

## 1 文教関係

町教育委員会は、学校の建設年度、構造及び規模、児童生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻などを想定した避難計画を作成し、避難経路、避難場所、避難開始基準などを設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

## 2 医療関係

町及び医療機関は、外来患者の避難及び避難誘導、並びに他の安全な施設への移送について定める。

## 3 福祉関係

町及び福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送、並びに介護等について定める。

## 4 交通機関関係

交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから、交通事業者は、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

また、公共交通機関の運行管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

## 第5 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

町は、大規模災害発生時における住民の長期避難を想定し、平時において応急仮設住宅の建築等に関する連絡体制等を整備するものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
- 2 建設に必要な資機材の調達先・供給体制
- 3 入居の選考基準・手続き等
- 4 借り上げ可能な民間賃貸住宅の空き家の把握
- 5 公営住宅の空き家の把握

## 第6節 防災拠点の整備計画

担当：各機関

### 第1 地域防災拠点施設の整備

町は、地域の状況に応じて、災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能を果たすための備蓄施設、その他地域防災拠点施設にふさわしい施設等の積極的な整備に努める。

### 第2 ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災町内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、町は、広域応援部隊のベースキャンプとなる施設をあらかじめ指定し、その運用方法等と併せて、地域防災計画に定める。

### 第3 二次物資集積拠点の整備等

町が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各避難所に直接輸送される場合のほか、町内の避難所が多数ある場合は、町においても、救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、町は、二次物資集積拠点となる施設をあらかじめ指定し、その運用方法等と併せて、地域防災計画に定める。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から避難所への輸送等について、運送事業者からの協力が得られるよう、町は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

## 第7節 備蓄計画

担当：総務課

### 第1 趣旨

町は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、公助による円滑な物資供給が行えるよう、備蓄体制を整備する。

### 第2 町民の備蓄に関する意識の高揚

町は、各家庭における3日分以上の食料・飲料水・生活必需品の備蓄や、自主防災組織・事業所等における備蓄や資機材整備など、町民の備蓄に関する意識高揚を図る啓発を推進するとともに、町民意識調査等により定期的にその実態を把握するよう努める。

### 第3 流通備蓄等の体制整備

町は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施等により、平時から体制整備に努める。

### 第4 備蓄倉庫の設置

町は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、避難所となる施設に備蓄するよう努める。

### 第5 備蓄品の整備目標

秋田県地域防災計画における県及び市町村の公的備蓄の分担において、本町の目標数量は91人であり、公民館など避難所となる施設に備蓄するよう努める。

#### 【県計画の見直しによる、県民や県・市町村の備蓄に関する役割分担】

【公助】 7 / 10		【自助・共助】 3 / 10
1 / 3	2 / 3	
県と市町村の共同備蓄 3. 2万人分	流通備蓄等 6. 5万人	家族や地域の備え 4. 2万人分

- ・ 県と市町村の役割分担は、それぞれ1 / 2ずつとする。
- ・ 市町村は、当該1 / 2を人口に応じて按分した量の備蓄に努める。

## 第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。

このため、町及び関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。

さらに、関係機関における相互連絡、並びに迅速な情報の共有化を図るため、関係機関をネットワーク化する通信システムの整備が必要である。

## 第2 通信施設

### 1 現況

#### (1) 県総合防災情報システム及び町防災行政無線施設

町は、県庁及び地域振興局、県の各出先機関、消防本部並びにその他の防災関係機関との間に、衛星通信による総合防災情報システムをもって通信網を構成している。

また、町防災行政無線施設については、建設課に基地局を設置し、車載及び携帯移動局と通信網を構成している。

#### (2) 消防・緊急無線施設

無線施設については消防本部及び各分署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

### 2 対策

(1) 災害時における情報の収集、連絡活動を効果的に推進するため、有線はもとより、無線による通信手段の充実を図る必要がある。

このため総務省の免許方針に従った防災無線局の整備を促進する。

(2) 各無線局は、災害時に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図るとともに、送受信装置、空中線等の無線局設備について、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。

(3) 携帯移動局については、定期的に充電を行い常に使用可能な状態に維持する。

(4) 平素から関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保する。

## 第3 東日本電信電話株式会社宮城事業部秋田支店

### 1 現況

平成25年3月末現在における県内の加入電話数は約45万回線である。

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、単一ルートとなっている交換所エリアの2市(3か所)に「孤立防止用衛星通信装置」を設置しているほか、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

## 2 対策

### (1) 建物及び局内外設備

施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造としている。

### (2) 災害時に備えての通信の確保

- ① 通信の途絶を防止するため、主要伝送路を多重ルート構成とする。
- ② 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器、及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。
- ③ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置する。

### (3) 災害時措置計画

災害時等において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画表を作成する。

### (4) 災害時の広域応援等

- ① 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。
- ② 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

### (5) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

## 第4 NTTドコモ東北秋田支店

### 1 現況

#### (1) 電気通信設備等の高信頼化

災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施する。

#### (2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

#### (3) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

### 2 対策

#### (1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

#### (2) 災害対策用資機材等の確保と整備

- ① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

第5 その他の通信施設

1 現況

アマチュア無線、タクシー無線の協力体制の確立を図っている。

2 対策

民間無線の活用を図るため、アマチュア無線、タクシー、企業等災害時の情報収集の協力体制を図る。

## 第9節 水害予防計画

担当：総務課、町民課、観光産業課、ダム事務所

### 第1 計画の方針

台風や豪雨等により河川、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので、年度毎に定める小坂町水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、ダムの建設、未改修河川の整備促進を図る。

### 第2 洪水ハザードマップの作成

町は、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成しており、住民説明会や研修会などを通じ周知徹底を図る。

### 第3 避難計画の策定

#### 1 避難情報の発表基準

町長は、洪水ハザードマップに基づく避難準備情報、避難勧告及び避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを町地域防災計画に定めるものとする。

#### 2 避難情報の伝達手段

町長は、避難情報の伝達手段として、町防災行政無線などの通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

#### 3 避難路・避難場所及び避難所の周知

町長は、想定される洪水の被災を受けない避難路、避難場所及び避難所町地域防災計画に定め、これらを洪水ハザードマップに掲載する。

また、住民説明会の実施、広報誌への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、わかりやすい誘導標識や案内板などを設置し、住民に対する周知徹底を図る。

#### 4 避難所の開設・運営マニュアルの策定

町長は、避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営に必要なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

### 第4 災害時要援護者の避難支援

町は、災害時要援護者の避難支援を安全・確実に実施するための「災害時要援護者避難支援プラン」の作成に努める。

### 第5 ダム施設

町には、県が河川管理施設として所管しているダムがあり、当該ダムの操作規定に基づき下

流河川洪水被害の軽減に努めている。

- 1 洪水の発生又は発生のおそれのある場合、洪水警戒態勢をとり、下流の洪水被害の軽減のためダム操作規定等に基づきダムでの貯留を実施する。
- 2 放流を実施する際は、あらかじめ関係機関に通知するとともに、下流の住民及び河川利用者に対する放流の警告については、サイレンの吹鳴等で周知する。
- 3 平時においては、ダム管理施設を常に良好な状態に保持するとともに、特に停電対策については予備発電施設を整備している。

## 第6 農業用ため池

### 1 現況

農業用ため池の多くは、構造された年代が古く老朽化が進行している。

また、農業従事者の高齢化や経営者不足により管理能力が低下しているため池も見られる。ため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止と下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、次の対策を実施する。

### 2 対策

- (1) 老朽化した「ため池」は、県営又は団体営による「ため池等整備事業」等の制度を活用し、補強・改修を進める。
- (2) 農業用「ため池」施設の管理者は随時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。

## 第10節 火災予防計画

担当：総務課、町民課、観光産業課、消防本部

### 第1 計画の方針

建造物の過密化、多様化、気密化及び危険物の需要拡大等により、火災発生危険が増大しており、これに対処するため消防力の強化、充実に努めるとともに、防災思想の普及及び予防査察等を実施して、火災の発生を防止する。特に、初期段階で重要となる住民及び自主防災組織による初期消火能力の向上を図る。

### 第2 一般火災の予防

#### 1 消防力の強化

消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材を整備し消防力の強化に努める。

防火水槽などの消防水利整備の計画的な実施に努める。

#### 2 火災警報等の発令

火災警報の発令基準を定め、有効適切な発令を図る。

#### 3 予防査察

消防長又は消防署長は、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。

#### 4 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防の規制に関する普及の徹底や住宅用火災警報器の設置促進に努める。

### 第3 林野火災

町は全町の面積を多数を占める林野を火災から守るため、国、県及び関係機関と協力して消火資機材の整備と火災の未然防止に努めている。

林野火災発生原因の大部分がたき火、たばこなど人為的なものであることに鑑み、次の対策を推進する。

#### 1 一般入山者対策

(1) たばこ、たき火による失火予防の啓発を図るため、掲示板等の設置、広報等によるPR活動を実施する。

(2) 林野火災発生のある季節には「山火事予防運動」(4月～5月)を設定して火災予防を啓発する。

#### 2 火入れ対策

(1) 火入れをする場合は、森林法(昭和26年法律249号)による許可条件を遵守させるとともに火災予防条例による届出を励行させる。

- (2) ごみ焼却、野火、たき火等、火災と紛らわしい行為をする場合の届出を励行させる。
- (3) 火災警報発令中又は気象状況急変の場合は火入れを中止させる。
- (4) 火入れに関する現場責任者を配置させる。

### 3 林内事業者対策

- (1) 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置させる。
- (2) 事業区内には、喫煙所、たき火場所、ごみ焼却所を指定し、標識及び消火設備を設けさせる。
- (3) 火気責任者はあらかじめ事業所内及び関係機関との連絡に万全を期する。
- (4) 鉱山、道路整備、その他の林野、入山関係の事業責任者は、林野の所有又は責任者と協議し林野火災の予防対策について万全な措置を講ずる。

### 4 消火設備等の整備強化

国、県、町及び関係機関は、林野火災の容易な消火、拡大防止のため防火線の設置及び補修、防火林の造成、消火機器の整備など消火施設又は整備強化を図る。

### 5 空中消火対策

臨時ヘリポート基地を設置し、林野火災等拡大した場合の消火基地機能としての有効的活用を図る。

## 第 1 1 節 危険物等災害予防計画

担当：町民課、消防本部

### 第 1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生と拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の順守など適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立に努め、危険物施設等における安全確保を図る。

また、地震動による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

### 第 2 危険物

産業構造及び生活様式の変化に伴い、危険物の需要が増え危険物を取扱う事業所も年々増えている。

#### 1 施設及び設備の維持管理

- (1) 監督機関は、消防法に定める危険物製造所等の関係施設に立入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理の状況等が、法令に定める保安上の基準に従い適切に維持管理されるよう検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。
- (2) 施設の管理者は、危険物の貯蔵、取扱量を適切にするとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するものとする。

#### 2 資機材の整備

- (1) 広域行政組合消防は化学消防車や消火剤等の整備及び備蓄を図り化学消防力を向上させる。
- (2) 施設の管理者は、消防設備や消火剤等の備蓄、施設や設備の点検・管理に必要な資機材の整備を促進するものとする。

#### 3 自衛消防組織の強化

自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。

#### 4 教育訓練の実施

- (1) 監督機関は、あらゆる機会をとらえ、保安に必要な教育を行うとともに、防災に関する諸活動の円滑な運営を期するため随時パンフレット等を発行し又は講習会を開催する。  
なお、講習会等の実施に当たっては、民間協力機関等の協力を得てより効果的にこれを行う。
- (2) 施設の管理者は、危険物取扱者、危険物保安監督者等に関する講習会、研修会等を実施して、災害発生時における対処能力を向上させる。

### 第3 火薬類

町内における火薬類の貯蔵、取り扱い施設等については、保安距離等の基準は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。

#### 1 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。
- (2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。

#### 2 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

#### 3 教育訓練の実施

- (1) 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。
- (2) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。

#### 4 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

### 第4 高圧ガス

町内における高圧ガスの製造所等の主な取扱いは酸素、窒素、水素などである。これらの取り扱い施設では、十分な保安措置が実施されている。

#### 1 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。
- (2) 関係検査機関は定期的に保安検査を実施し、施設及び設備の改善について指導する。県は、随時立入検査を実施して同様に指導する。

#### 2 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

#### 3 教育訓練の実施

- (1) 地区別、業務別の保安講習会等を実施し、施設及び設備の改善について指導する。
- (2) 施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。
- (3) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。

#### 4 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

## 第5 LPガス

町内ではLPガスのほとんどが一般家庭、業務用に使われており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。町内には、製造所（充填所）、貯蔵所（容器置場）などの設備が設置されている。

### 1 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。
- (2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

### 2 資機材の整備

災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

### 3 教育訓練の実施

- (1) 地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能の向上を図る。
- (2) 訓練の実施を通じて、地震の発生時における対処能力の向上を図る。

### 4 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに関係機関との連携を強化する。

## 第6 毒物、劇物

町内にある毒物、劇物の取扱施設は製錬関係が主で、その他届出を要する業務上の事業所及び届出を要しないが毒物、劇物を業務上取り扱っている施設がある。

### 1 施設及び設備の維持管理

- (1) 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。
- (2) 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

### 2 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、地震発生時における連絡通報、応急措置が的確に実施できるよう防災体制を確立する。

## 第12節 建築物災害予防計画

担当：総務課、町民課、建設課、教育委員会

### 第1 特殊建築物

#### 1 特殊建築物の範囲

特殊建築物は、学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

#### 2 特殊建築物の予防対策

- (1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく建築物を指定し、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理に努める。
- (2) 学校、工場、事業場その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。
- (3) 建築監視員制度の実施  
建築基準法に基づき、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止などの必要な措置を行い、建築物及び人的被害の防止を図る。

### 第2 教育・医療施設等

町立の学校、公共施設等の施設については、各施設管理者が施設の防災点検及び耐火・不燃性の確保に努める。

### 第3 一般の建築物

#### 1 知識の普及活動

建築関係法令の施行を徹底し、安全性の確保に努め、かつ既存不適格建築物の防災性能の向上と維持保全に関する知識の普及を図る。

特に、不特定多数の人が利用する特殊建築物に対しては、年2回の「建築物防災週間」を中心に防災査察を実施して、防災機能の向上及び防災知識の普及に努めている。

#### 2 防災診断・改修の促進

- (1) 町街地における耐火・不燃化を指向し、建築物の災害を予防する。
- (2) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進に努める。
- (3) 雪による建築物の倒壊防止又は屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導などを実施する。

## 第13節 土砂災害予防計画

担当：米代東部森林管理署、総務課、建設課

### 第1 計画の方針

地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。

### 第2 土砂災害危険箇所

人家や公共施設に被害のおそれのある土砂災害危険箇所は、89か所あり、住民の適切な避難行動につながるよう、町は県と連携し、自治会や集落単位での「危険箇所マップ」の作成や、住民への説明、避難訓練の実施、看板の設置など、危険箇所の周知を進める。

### 第3 地すべり

#### 1 現況

当町ではこれまで大きな災害は発生していないものの、極小規模の発生が見られる。本町には多くの災害危険箇所があるが、さらに調査を行い危険箇所の把握と指定の推進に努める。

#### 2 対策

- (1) 現在危険区域と指定されている箇所並びに指定申請箇所についての防止工事の早期着工を図るとともに、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、対策事業の実施を促進する。
- (2) 調査による事前把握
  - ① 過去の被害の状況、危険区域（箇所）の実態調査を実施し、必要に応じて調査担当者の合同協議を行い指定災害程度の判定、措置方法その他必要事項の再検討など予防対策に万全を期する。
  - ② 調査結果は担当課長を経て町長に報告し、町長は災害の発生が未然に予防できるよう事前措置を講ずるものとする。
- (3) 危険性の高い箇所については、住民に対し情報提供を行うとともに、異常現象の災害関係機関への早期通報を促すなど人的被害を未然に防止するための警戒避難対策の整備を図る。
- (4) 災害の発生時あるいは発生する危険が高まった際、町民に対し速やかに情報を伝達するため、自主防災組織等を活用した情報伝達態勢の整備を図る。

### 第4 急傾斜地

#### 1 現況

災害が予想される区域、または箇所を事前に把握、指定し、その事前指導又は危険区域に指定されている箇所の改修工事の早期完成を図っている。なお、危険指定区域の要件は次のとおりである。

- (1) 傾斜度 30 度以上であること。

- (2) がけの高さが5 m以上で対象人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等を含む）であること。
- (3) 崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生じるおそれがあるもの、及びそれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

## 2 対策

- (1) 現在工事中の箇所については早期完成を図るとともに、危険度の高い地域から順次対策事業ができるよう努める。
- (2) 調査による事前把握
  - ① 過去の被害の状況、危険区域（箇所）の実態調査を実施し、必要に応じ調査担当者の合同協議を行い、指定災害程度の判定、措置方法、その他必要事項の再検討など予防対策に万全を期する。
  - ② 調査結果は担当課長を経て町長に報告し、町長は災害の発生が未然に予防できるよう事前措置を講ずるものとする。
- (3) 危険性の高い箇所については、住民に対し情報提供を行うとともに、異常現象の災害関係機関への早期通報を促すなど人的被害を未然に防止するための警戒避難対策の整備を図る。
- (4) 災害の発生時あるいは発生する危険が高まった際、町民に対し速やかに情報を伝達するため、自主防災組織等を活用した情報伝達態勢の整備を図る。

## 第5 土石流

### 1 現況

本町上流河川は、大半が急流河川で脆弱な地質と森林の開発及び融雪、大雨等によって山地の荒廃が進んでいる。

土石流危険渓谷箇所の事前把握及び砂防指定地における系統的調査を実施している。

### 2 対策

- (1) 脆弱な地盤の崩壊、又はその後の降雨等によって発生する土石流対策を次のとおり推進する。
  - ① 砂防指定地における県単砂防工事の実施を促進し、有害土砂の流出を防止すると同時に水源山地における砂防指定河川の増加による計画的予防砂防の実施を図る。
  - ② 調査による事前把握
    - ア 過去の被害の状況、危険区域（箇所）の実態調査を実施し、必要に応じ調査担当者の合同協議を行い指定災害程度の判定、措置方法その他必要事項の再検討など予防対策に万全を期する。
    - イ 調査結果は担当部長を経て町長に報告し、町長は災害の発生が未然に予防できるよう事前措置を講ずるものとする。
    - ウ 土石流、危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置し周知徹底を図る。
    - エ 土石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。

オ 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、災害及び降雨時の対応等について地域住民に周知徹底する。

(2) 警戒、避難基準

警戒、避難基準は原則として災害の規模及び降水量等に基づいて設定するものとし、過去における災害例、周囲の状況、警戒避難のための基準雨量等を参考にしながら、次の場合は住民が自発的に警戒避難するよう指導する。

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨れきの流れる音が聞こえる場合
- ② 溪流の水が急に濁り出した場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 災害及び降水が続いているのに水位が急激に減少しはじめた場合（上流で土砂崩壊があり、流れを堰止められたおそれがある）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ 溪流付近の斜面崩壊が発生した場合及びその兆候があった場合

各注意報、警報の発表基準（秋田地方気象台発表基準）

名 称	発 表 基 準
大雨注意報	【雨量基準】 3時間雨量50mm 【土壌雨量指数基準】 71
大雨警報	【雨量基準】 3時間雨量80mm 【土壌雨量指数基準】 102
洪水注意報	【雨量基準】 3時間雨量50mm 【流域雨量指数基準】 小坂川流域：7 複合基準 3時間雨量40mmかつ小坂川流域：6
洪水警報	【雨量基準】 3時間雨量80mm 【流域雨量指数基準】 小坂川流域：12 複合基準 3時間雨量70mmかつ小坂川流域：6

※参考：気象庁ホームページ

- ・ 警報・注意報発表基準一覧表

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.html>

- ・ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値

[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)

(3) 予報、警戒及び避難命令

- ① 予報、警報及び避難命令は、迅速かつ的確に地域住民に伝達し周知されるようにするほか、異常気象時に地域住民自らの確に判断できるよう指導する。
- ② 住民に対し、携帯電話メール、緊急告知FMラジオ等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。この場合、特に高齢者、障害者、外国人、子供、乳幼児等の災害弱者に十分配慮するものとする。

(4) 避難場所・方法等

- ① 避難方法は、土石流危険溪流に直角の方向に避難するなど、安全な方法を住民に周知徹底をするよう指導する。

- ② 土石流、がけ崩れ、地すべり等によって災害の受けるおそれのない場所であること。
- ③ 保全対象人家からできる限り近距離にあること。

## 第6 山地

### 1 現況

本町の山地は、起伏量が800mを越える急峻な地形は形成していないが、脆弱な地質なため、融雪、大雨等によって山地崩壊が発生しており、これを予防するため、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

### 2 対策

- (1) 荒廃山地復旧のための復旧治山事業と、潜在的崩壊危険地の未然防止のため予防治山事業を推進する。
- (2) 重点保全区域及び土砂崩壊流出防止等、治山事業を推進する。
- (3) 保安林機能が低下した劣悪林等に対し、保安林改良事業を実施するとともに、保安林の適性配備等により保安林機能の向上と管理の充実を図る。

## 第7 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

### 1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。
- (2) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。  
なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。
- (3) 情報は、町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- (4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (5) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。  
そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。
- (6) 秋田県及び秋田地方気象台は、町を始めとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めることとする。
- (7) 今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

## 2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。
- (2) 土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表対象とするものではない。
- (4) 町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて総合的に判断する。

## 3 土砂災害警戒情報の発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）により、秋田県（建設部河川砂防課）と秋田地方気象台が共同で発表する。

## 4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が町、消防及び関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。

さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネットなどにより、町及び住民に広く提供する。また、前兆現象の通報については住民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

## 5 対応、取組等に関する事項

### (1) 地域防災計画への記載

町は、土砂災害警戒情報発表時の警戒避難体制の整備について定めるものとする。

### (2) 避難情報の発表基準の設定

町は、過去の降雨状況、県と気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準を定めるものとする。

### (3) 情報伝達体制及び避難計画の整備

町は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。

また、整備に当たっては、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

### (4) 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌を始め、あらゆる機会

を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、町及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとする。

## 第8 土砂災害警戒区域等における住宅などの立地抑制

### 1 基本的な考え方

土砂災害発生危険箇所については、土砂災害から人命・財産を守るため、防止施設などのハード対策と併せ住宅の立地抑制などのソフト対策の推進が必要である。

### 2 調査・対策の推進

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域について土砂災害警戒区域、又は著しく危害が生ずるおそれのある区域について土砂災害特別警戒区域への指定を進める。

なお、指定区域においては、それぞれ次の対策を実施する。

土砂災害警戒区域	1 町は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難の基準、また土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者に対する避難誘導を円滑に行うための情達伝達施設や連絡体制などを地域防災計画に定めるものとする。 2 町は、土砂災害ハザードマップを作成し、区域に特有な土砂災害の形態、避難基準の設定、並びに避難路、避難場所及び避難所を地域防災計画に定め、これらの広報手段として住民説明会の開催、看板の設置、広報誌への登載、さらにインターネットへの掲載などで周知を図る。 3 県は、町における警戒避難体制の整備に対し、適切な指導を行う。
土砂災害特別警戒区域	1 県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対する構造上の安全建築確認を行う。 2 県は、住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為について審査を行う。 3 県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

## 第9 災害危険区域からの住宅移転

災害危険区域については各種事業の実施により安全確保を図っているが、防護対象に巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、当該危険地域住民の住宅を移転し、安全を確保している。

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

移転助成制度	1 防災のための集団移転促進事業
	2 がけ地近接等危険住宅移転事業
	3 秋田県災害危険住宅移転促進事業

## 第10 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国、県及び町等関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図る。

## 第1 計画の方針

町、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、町民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これら施設等の被災は、緊急対策及び応急対策など全般に重大な支障を及ぼすため早期の応急復旧が迫られる。

従って、これら機関が応急復旧を実施する上で必要不可欠な連携・連絡体制の検証や訓練の実施と併せ、円滑で迅速な復旧を行う上で必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

## 第2 道路及び橋梁施設

### 1 現況

当地域における国、県、町が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。

このため道路網の整備が急務であり、計画的な道路整備が進められている。また、同時に災害等に対処するために計画的な道路構造の改修を図っている。

### 2 対策

#### (1) 道路の点検整備

- ① 危険箇所の点検及び施設の整備をはじめ、異常気象時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等を実施して、安全を確保する。
- ② 各施設の総点検を行い、必要により改良事業を実施して災害に強い道路づくりを推進する。
- ③ 道路整備事業計画に基づき、災害時における重要度を勘案して事業を推進する。

#### (2) 橋梁の点検整備

- ① パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋梁の安全を図る。
- ② 既設橋梁の補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の道路計画等を調査しながら整備の促進を図る。
- ③ 道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、道路利用者への情報提供、関係機関への連絡等情報連絡体制を整備し安全を図る。

## 第3 上水道施設

### 1 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対し、脆弱である。

### 2 対策

#### (1) 施設の防災性の強化

- ① 災害に対する安全性を向上させるため、上水道施設の建設に際しては安全度の高い位置を

選定する。

② 各施設の設計にあたっては、災害に対し十分安全な構造とする。

(3) 応急給水体制と資機材の整備

① 水道施設が被害を受けた場合、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

② 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

## 第4 下水道施設

### 1 現況

米代川流域下水道鹿角処理区は、平成7年4月に一部処理開始され、終末処理場の鹿角処理センターも稼働中である。

平成25年度末における下水管渠（污水）の総延長は23,859mで、処理区域内人口は2,976人となっている。

### 2 対策

#### (1) 管渠の補強整備

① 地質が軟弱又は不均等な地区に敷設された下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強する。

② 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。

特に地盤の悪い場所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

#### (2) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

設計にあたっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」に基づいて行う。

#### (3) 施設の耐水化対策の推進

浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、防水扉設置等の耐水化対策を実施する。

## 第5 電気施設

### 1 現況

本町で消費される電力のほとんどは、県内及び隣接地域の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するために、電気施設の台風、洪水、雷害等の災害から予防するため、関係機関では施設の改善、気象情報に基づく非常体制災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

## 2 対策

電気設備に係る関係機関は、当地域における電力が安定供給されるよう次に定める対策の推進を図る。

なお、この対策はその業務に係る防災に関する計画と有機的な関連を有する。

### (1) 設備の強化と保全

#### ① 変電施設

ア 構築物、付属設備及び防護設備を整備する。

イ 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐雪対策を強化する。

ウ 重点系統保護継電装置を強化する。

#### ② 送配電設備

ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安全箇所早期発見及び早期対策を講ずる。

イ 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。

ウ 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。

エ 各種避雷装置等の増強により耐雷対策を強化する。

#### ③ 通信設備

ア 主要通信システムのループ化に努める。

イ 移動無線応援態勢を強化する。

ウ 無停電電源及び予備電源を強化する。

### (2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施(災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施)する。

### (3) 災害復旧体制の確立

① 情報連絡体制を確保する。

② 非常体制の発令と復旧要員を確保する。

③ 復旧資材及び輸送力を確保する。

### (4) 防災訓練の実施

情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、または総合的に実施する。

## 第6 社会公共施設等

### 1 福祉施設

#### (1) 現況

町内には、老人、心身障害児(者)等災害発生時に自力避難が困難な人達が入所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

#### (2) 防災上の管理・運営等

① 災害発生時に際しては、入所者等への早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐため有効な方法であり、職員が迅速、かつ、冷静に入所者等への周知を図れるよう平時から訓練を実施する。

② 施設管理者は自衛防災組織を編成するとともに、町、警察、消防、医療機関、その他の防災関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この

計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。

また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

- ③ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- ④ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるように平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- ⑤ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

## 2 医療施設

### (1) 現況

町内には、法人等の医療施設があり、患者の収容及び治療並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を図っている。

### (2) 防災上の管理・運営等

#### ① 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

#### ② 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。

#### ③ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害時における職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練を実施する。

#### ④ ライフラインの確保

施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

ア ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

イ 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

ウ メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

## 第15節 風害予防計画

担当：各機関、各課

### 第1 計画の方針

地球温暖化が原因とされる台風の大型化や本県に上陸又は影響する台風被害の増加、フェーン現象による湿度の低下を出火原因とする林野火災の発生、さらには日本海低気圧から延びる寒冷前線の通過による局地的な突風や竜巻被害などに見舞われている。

このため、町及び県は、風害を軽減するための予測体制の整備と、風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。

### 第2 風害の分類

台風	本町に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。 平成3年9月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典型的な例であり、秋田県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、時速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり希に見る大きな被害を秋田県にもたらした。
日本海低気圧	日本海を北上しながら急速に発達する低気圧で、特に春と秋に多く出現し、秋田県に住宅の損壊、停電などの被害をもたらす。
竜巻	竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。直径は数十～数百メートルで、数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。本県では主に海岸沿いに発生して住家の全壊などの被害をもたらす。
フェーン現象	台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、又は中央アルプス山脈を越えて吹き下ろす南東風などの乾燥した暖かな強風、いわゆる「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の1つである。
塩風害	台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し絶縁破壊による停電が発生する。

### 第3 対策等

#### 1 監視・情報収集体制の整備

- (1) 台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、消防、町及び関係機関などと連携した監視態勢に入る。
- (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視態勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

#### 2 各機関における対策

- (1) 強風から森林を防護するため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- (2) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- (3) フェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
  - ① 火災予防の広報、消防査察などを実施して防災意識の高揚を図る。
  - ② 状況に対応した火災警報を発令し、必要な人員を招集するなど出動体制を強化する。
  - ③ 消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。

- ④ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- (4) 学校の施設管理者は、建物及び設備を点検し老朽部分を補強するとともに、状況に応じた児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- (5) 家屋等の管理者は、建物の倒壊や屋根・外壁等の飛散防止などのため、次の措置の実施に努める。
  - ① 外れやすい戸・窓、壁には筋かい、支柱等で補強する。
  - ② 棟木、母屋、梁等を鋸で止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
  - ③ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
  - ④ 強風下では屋根に登らない。
  - ⑤ 強風下の外出は控える。

## 第16節 雪害予防計画

担当：各機関、各課

### 第1 計画の方針

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、県及び町は相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における除排雪態勢を強化し、基幹道路や生活道路を確保する。また、一人暮らしの高齢者など災害時要援護者への除排雪支援や住民への情報提供に努め、住民生活の安定を図る。

### 第2 冬季自動車交通路の確保

#### 1 現況

除雪事業により、冬季交通を確保し、地域産業の振興や民生の安定を図っている。

#### 2 対策

##### (1) 道路の除排雪

###### ① 除雪路線

町が行う除雪路線は、小坂町除雪計画に基づいて行うものとする。なお、国道、県道の除雪については、各道路管理者が行う。

###### ② 除雪体制

町が除雪を行うにあたっては、県並びに関係機関、団体等との密接な関係を保って協力体制を整え、除雪作業の効率化を図るものとする。豪雪時にあたっては道路除雪計画に掲げる除雪機械所有者より機械操作員、除雪機械の借上等により、交通路線の緊急確保を図るものとする。

③ 豪雪時の除雪路線は、自動車の日交通量、交通確保の必要度に応じて、除雪を実施する。

##### (2) バス運行の確保

バス業者は、県、町が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保するものとする。

##### (3) 市街地の除排雪

市街地の除雪にあたっては、県、町並びに関係機関、団体は屋根の雪おろしの時期、雪捨場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者並びに住民の協力確保を図り、除雪実施の円滑化を図るものとする。

##### (4) 除雪デーの実施

冬季交通の円滑化を図り、冬期間の交通事故、災害時などに速やかに対処し得る体制を整えるため、適切な時期をとらえ、町内会とその他の関係団体による町ぐるみの「除雪デー」を設け、屋根の雪おろし及び道路の一斉除雪を行うものとする。

##### (5) 交通指導

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、鹿角警察署は積雪時における道路交通対策要綱に基づき、交通指導取り締まりを実施する。

### 第3 雪崩防止対策

## 1 現況

当町は県内の豪雪地帯に指定されており、雪崩によって住家の損壊や道路途絶などの被害が予想される。

## 2 対策

- (1) 雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確立する。
- (2) 雪崩危険箇所については、雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。
  - ① 雪崩防止施設の整備促進  
雪崩危険箇所には、階段工、鉄柵工、スノージェット等を施行し、恒久対策として雪崩防止林造成のための造林を行うものとする。
  - ② 雪崩危険箇所の査察等  
関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、災害により雪崩の被害が発生するおそれがあると認められる場合は、雪崩落とし等予防措置を講ずるものとする。
  - ③ 標識等の設置  
各関係機関は、雪崩危険箇所を一般に周知させるため、標識を整備して危険区域への立入り、通行を制限し、防護柵を設けて被害の防止に努める。

## 第4 保健衛生及び医療対策

### 1 現況

緊急に医療を要する傷病者が発生した場合は、関係機関が協力して対処している。

### 2 対策

- (1) 医療機関と町で編成した救護班を派遣する。
- (2) 医師会及び救急医療機関との連絡を強化する。
- (3) 急患については、特に緊急の場合は、消防、警察、県消防防災ヘリコプターまたは自衛隊に緊急輸送を要請する。

## 第5 民生対策

### 1 現況

積雪のため住民の生活は制約を受けており、常に事故防止のため努力を払っている。

### 2 対策

- (1) 人命及び建物被害の防止  
積雪による人命被害及び建物被害を防止するため、次の事項につき指導を徹底すること。
  - ① 屋根の雪おろしを適期に実施すること。（屋根の積雪量70cmになれば危険）
  - ② 雪囲いの場合、避難口を閉鎖しないよう留意すること。
  - ③ 木造老朽建物の補強工事を事前に実施すること。
  - ④ 避難通路の除雪を励行し、避難路の確保と安全な生活空間づくりを図る。
  - ⑤ 吹雪等悪天候時における危険作業、特に水上作業等を避けること。
  - ⑥ 道路の除雪、落雪等により排水口を堰止めないよう常時雪を排除すること。
  - ⑦ 雪崩及び落雪による人命及び建物被害に注意すること。

## (2) 孤立集落対策

豪雪、雪崩により孤立する集落における被害を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 急病人に対する応急手当のための医薬品の備蓄の励行。
- ② 急病人、出産時に対する緊急医療と輸送。  
「第4・2・(3) 保健衛生及び医療対策」に準じて行う。
- ③ 食糧の緊急補給と通信連絡の確保について、関係機関と事前に協議し、臨機応変の体制を整える。

## (3) 火災予防の徹底と消防体制の強化

積雪期には消防活動が困難となるため、火災予防の徹底を図るとともに、防火用水の確保、消防機械の整備点検と消防道路及び一般道路の除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立する。又、消火栓及び防火水槽の排雪と標示を行うものとする。

## (4) 融雪洪水による水害の発生に備え、水防体制の確保を図る。

## (5) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般防災普及計画に基づいて行い、特に豪雪に対する意識を高めるため、町の広報等を利用し、その徹底に努める。

## 第6 農林漁業対策

### 1 現況

豪雪による農業用施設や果樹木等の被害のほか、消雪の遅れによる農業作物被害や春作業の遅れによる被害がある。

### 2 対策

#### (1) 果樹等の枝折れ防止等

果樹等の枝折れと樹棚の倒壊防止のため、各農業団体との密接な関係のもとに技術指導を行うものとする。

#### (2) ビニールハウスの損害防止

町内のビニールハウス栽培が行われている集落地域に対し、降雪による被損防止について、関係機関を通じて消雪指導を行う。

#### (3) 越冬作物の被害防止

積雪期間の長期化による越冬作物の被害防止のため、消雪作業の促進を各種機関を通じて実施させる。

#### (4) 越冬飼料の確保

積雪による輸送事情の悪化による家畜飼料の不足と値上がり防止のため、越冬飼料の備蓄を指導するものとする。

#### (5) 春季消雪の促進

春季消雪の計画的進行を図るため、農業団体と共同して積雪調査を行い、必要に応じて消雪作業を実施させる。

#### (6) 内水面漁業の被害防止

越冬中の食用鯉の融雪期、厳寒期、凍結における圧死及び酸欠による死亡を防止するため、越冬池の設置、池周辺の除雪に努めるよう指導する。

- (7) 国有林及び施設の雪害防止並びに伐木、造林に伴う人身事故防止等、関係機関においてそれぞれ雪害防止計画を定め、計画に基づいて実施するものとする。

## 第7 文教対策

### 1 現況

教育委員会は、児童、生徒の安全と学校教育並びに社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。

ア 管理情報の収集と関係機関への連絡。

イ 雪害防止動員体制の確保。

ウ 施設構築物の除雪の指示並びに実施を図る。

### 2 対策

事項名	実施内容	実施機関
連絡	系統的に一元化し、迅速・的確に行う。	町教育委員会 学校団体等
火災予防	1 煙突接触部は不燃材により施工する。 2 消火確認の実施を徹底する。 3 責任者による巡回を励行する。 4 水源の確保と消火器材の整備点検を行う。	町教育委員会 学校関係団体
危険防止	1 冬期間の避難経路確保に留意する。 2 落雪及び雪崩箇所を表示、警戒(体育館、屋根等を含む)を行う。 3 悪天候時における幼児児童生徒に対する休校措置を実施する。 4 集団下校時には、必要に応じ引率者を配置する。 5 水槽等の危険箇所を標示し、周辺への立ち入りを制限する。	町教育委員会 県立学校 学校関係団体
通学路の確保	1 国、県道については、関係機関に依頼し除雪を図る。 2 町道については、町に連絡して除雪を図る。 3 その他については、地域住民の協力を受ける。	町教育委員会 町 関係団体
学校施設等の保護	1 木造体育館、老朽校舎の雪下ろしを励行する。 2 防災施設等を補強する。 3 水源の確保、消火器の整備点検に努める。 4 防火、防災思想の徹底を図る。	町教育委員会 県立学校 関係団体
社会教育施設等の保護	1 防災施設の除排雪を励行する。 2 防災施設を補強する。 3 避難口の標示、除排雪に努める。 4 防災思想の普及、徹底を図る。	町教育委員会 関係団体
文化財の保護	1 消防関係者との連携を図る。 2 常時監視体制を確保する。 3 防災施設の除雪を励行する。 4 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。 5 文化財の修理、補強に努める。	町教育委員会 町関係団体
冬山登山者への指導	1 冬山登山に対する適切な指導、助言をする。 2 冬山登山の基礎訓練を実施する。 3 登山服装を点検する。 4 登山届出を励行する。	町教育委員会 関係団体

注：防災施設とは、防災上重要な施設をいう。

## 第17節 農林漁業災害予防計画

担当：観光産業課

### 第1 計画の方針

治水ダムの建設、河川改修、農業用水路の整備、圃場整備等の農業用施設整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

### 第2 農地及び農業用施設

#### 1 現況

農村部は労働力の高齢化と兼業化等が進み農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設が悪化しているものがある。

#### 2 対策

- (1) 洪水等による被害を防止するため、治水ダムの構築を推進する。
- (2) 老朽化した頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の揚排水施設の整備を促進する。

### 第3 農作物

#### 1 現況

農作物の豊凶は、気象条件並びに農業技術の優劣によって大きく左右されるので、農業気象情報の周知、技術の向上に努めている。

#### 2 対策

##### (1) 気象対策

県の農業気象広報等により気象状況を各農家に周知し、災害防止の徹底を図る。

又、霜害、冷害による農作物被害を未然に防止するため、災害発生の恐れがある場合は、広報車、チラシ等の方法により予報及び技術対策を図るものとする。

##### (2) 技術対策

農作物等を各種災害から防護するため、県及び関係機関、団体と常に連絡を密にし、気象条件に対応した技術指導を行う。

## 第4 農林災害対策

水害対策	
予防対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。</li> <li>2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。</li> <li>3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。</li> <li>4 水害予防のための予防治山事業を実施する。</li> </ol>
事後対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水稲               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)泥水の流入を極力防ぐとともに早期排水に努める。</li> <li>(2)冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているため、急激に乾かさないうで浅水管理を主体にした水管理と間断かん水に努める。</li> <li>(3)いもち病・白葉枯病・黄化萎縮病・アワヨトウ等の病害虫防除を徹底する。</li> </ol> </li> <li>2 その他作物               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。</li> <li>(2)茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。</li> <li>(3)中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。</li> <li>(4)早期に病害虫防除を実施する。</li> </ol> </li> <li>3 林業               <p>林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。</p> </li> </ol>

風害対策	
予防対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水稲               <p>深水管理により異常蒸散を防止する。</p> </li> <li>2 果樹等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)風害軽減のため防風網・防風林等を設置する。</li> <li>(2)支柱の設置及び柵の補強等により倒木・倒伏を防止する。</li> <li>(3)収穫適期における収穫作業の促進を図る。</li> </ol> </li> <li>3 施設園芸作物               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)ハウス等の補修・補強を実施する。</li> <li>(2)防風網を設置する。</li> </ol> </li> <li>4 林業               <p>間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。</p> </li> </ol>
事後対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水稲               <p>倒伏した場合は、早期に立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。</p> </li> <li>2 果樹等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)倒木・倒伏柵等の早期立て直しを実施する。</li> <li>(2)カスガイ等により裂開部の接着を実施する。</li> <li>(3)接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。</li> <li>(4)早期に病害虫防除を実施する。</li> <li>(5)落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。</li> </ol> </li> <li>3 その他作物               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。</li> <li>(2)早期に病害虫防除を実施する。</li> <li>(3)傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。</li> </ol> </li> <li>4 林業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等などの二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。</li> <li>(2)森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流域に流出することを防止する。</li> </ol> </li> </ol>

雪害対策	
予防対策	<p>1 農作物</p> <p>(1)積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤・土・糶がら燐炭等を散布し融雪を促進する。</p> <p>(2)水稲等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤等を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。</p> <p>(3)暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。</p> <p>(4)根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。</p> <p>(5)果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施し、大雪の時は共同で除排雪を実施する。</p> <p>(6)野兎・野鼠被害を防止するため、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。</p> <p>2 農業関係施設</p> <p>(1)降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、破損箇所を補修する。</p> <p>(2)施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。</p> <p>(3)消雪パイプ・流雪溝等の設置を推進する。</p> <p>3 畜産</p> <p>(1)畜舎等の倒壊を防止するため、早期雪下ろしや畜舎周辺の除排雪に努める。</p> <p>(2)輸送事情等の悪化による飼料不足が生じないよう、余裕のある備蓄計画に努める。</p> <p>(3)輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷のための路線の確保に努める。</p> <p>(4)積雪による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。</p> <p>(5)冬期間に多発する呼吸器疾病等を予防するため、アンモニアの発生源となるふん尿の適切な処理に努める。</p> <p>4 内水面養殖業</p> <p>(1)疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平時の魚体の健康管理を強化する。</p> <p>(2)越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。</p> <p>(3)積雪期における湧水、地下水を確保するとともに、除排雪・割氷の実施により斃死を防止する。</p> <p>5 林業</p> <p>適切な間伐の実施による密度調整を行い、雪に強い森林を造成する。</p>
事後対策	<p>1 農作物</p> <p>(1)果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。</p> <p>(2)枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。</p> <p>(3)枝折れ・食害による損傷部に薬剤を塗布し樹体を保護する。</p> <p>(4)排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。</p> <p>2 林業</p> <p>(1)被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。</p> <p>(2)雪により倒伏した林木のうち、被害が軽微なものは雪起こしにより回復を図る。</p>

霜害対策	
予防対策	<p>1 水稲</p> <p>育苗期間中の二重被覆、田植え後の深水管理等による夜間保温を励行する。</p> <p>2 野菜・畑作物等</p> <p>(1)パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。</p> <p>(2)露地ではトンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。</p> <p>3 果樹</p> <p>固形燃料等を燃焼させて周辺温度を上げる。</p>
事後対策	<p>1 水稲</p> <p>育苗期に降霜があった場合は日の出前に散水して損傷を防ぐ。</p> <p>2 果樹</p> <p>(1)結実量確保のために人工受粉を励行する。</p> <p>(2)被害程度に応じた摘果を実施する。</p>

冷害対策	
予防対策	<p>1 水稻</p> <p>(1)品種の適正配置により危険分散を図る。</p> <p>(2)土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。</p> <p>(3)健苗育成により初期生育の促進を図る。</p> <p>(4)適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。</p> <p>(5)深水管理により幼穂を保護し、不稔を回避する。</p> <p>(6)病虫害防除を徹底する。</p> <p>2 野菜、花き等</p> <p>(1)被覆資材の活用により保温に努める。</p> <p>(2)マルチ栽培等により地温の上昇を図る。</p>

雹(ひょう)害対策	
事後対策	<p>1 果樹</p> <p>(1)傷害果実の適正摘果を実施する。</p> <p>(2)被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。</p> <p>2 その他作物</p> <p>(1)傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。</p> <p>(2)病虫害発生防止のため、早期に薬剤散布を実施する。</p> <p>(3)中耕・培土・追肥等により育成の回復を図る。</p>

干害対策	
予防対策	<p>1 水稻</p> <p>用水の計画的利用を推進する。</p> <p>2 その他作物</p> <p>(1)有機物の多用、深耕など土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。</p> <p>(2)スプリンクラー、うね間灌水施設等を設備する。</p> <p>(3)水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。</p>

## 第18節 危険物等大量流出災害予防計画

担当：町民課、消防本部

### 第1 計画の方針

陸上施設等から大量の石油等危険物（以下「石油等」という。）が流出した場合に発生する災害は、広域的で、かつ防除対策が困難である。また、水質汚濁、火災等の2次災害発生の要因となる。

このため、町、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏洩に関する訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証により提起された課題の整理及び検討を行い、これにより各機関等における予防・防除体制の見直しや老朽化による設備の改善が必要なものについては早急にこれら対策の策定・実施を図り、危険物流出事故の未然防止に努める。

### 第2 設備、資機材の整備等

#### 1 現況

流出石油等の災害に対処するため、オイルフェンス及び油処理剤等の備蓄及び関係団体の相互協力体制の推進を図っている。

#### 2 対策

##### (1) 災害の未然防止

- ① 施設を定期的に点検し、漏油防止に努める。
- ② 荷役作業中は危険物取扱者が立ち会い、監視を図る。
- ③ 事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

##### (2) 防災資機材の整備

- ① 流出油の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材（オイルフェンス吸引ポンプ、バーチ並びに油処理剤、油吸着材等）を整備する。
- ② 流出した石油等から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火薬剤及び消火器具等。
- ③ 災害の拡大防止上必要なガス検知器及び通信機器等。
- ④ 資機材等を定期的に点検し、老朽化したものは計画的に更新する。

##### (3) 被害の拡大防止

防災関係機関は、危険物保管状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底する。

##### (4) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに、相互援助に関する協定を締結する。

##### (5) 訓練の実施

施設の管理者は、危険物取扱者、危険物保安監督者等に関する講習会研修会等を実施して、

管理保安に関する知識技能の向上を図るとともに、従業員に対する訓練の実施、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加することにより、災害発生時における対処能力の向上を図る。

## 第19節 文化財災害予防計画

担当：観光産業課、教育委員会

### 第1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。これらの財産を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る必要がある。

### 第2 文化財

#### 1 現況

当町の文化財は、建造物、絵画、工芸等がある。これらの文化財は災害に対して極めて弱く、特に防火対策が重要な課題となっている。

#### 2 対策

##### (1) 文化財管理者に対する指導の徹底

###### ① 火気使用の制限

ア 火気使用は一定の場所で行う。

イ 指定建造物の周囲では喫煙、たき火等を厳禁する。

###### ② 火災危険の早期発見と改善

ア 定期的に防火診断を受ける。

イ 防火管理者、火元責任者による自主検査を実施する。

###### ③ 火災警戒の徹底

ア 浮浪者、不審者の侵入を防ぐ。

イ 定期巡視を徹底する。

###### ④ 防火施設の整備

ア 消火設備（消火器及び簡易消火器具、屋内及び屋外消火栓、スプリンクラー、動力ポンプ設備等）。

イ 警報設備等（自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する設備等）

ウ その他の設備（避雷設備、消防用水、消防進入道路、防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等）

###### ⑤ 文化財の搬出

ア 指定文化財ごとに、文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、搬出に当たっての保全に努めること。

イ 各指定文化財の避難搬出場所を定めておくとともに、搬出用具をあらかじめ準備しておくこと。

ウ 各指定文化財の搬出には、災害の種別、規模等を想定して、それぞれ対策を樹立すること。

### 第3 史跡、名勝、天然記念物等

#### 1 現況

史跡、名勝、天然記念物等、多種多様でありこれらを災害から保護するため各管理者は、それぞれの性質に応じた対策が必要である。

#### 2 対策

- (1) 災害により、土地及び定着物が損傷し、指定動植物の衰亡のおそれがある場合は、必要な修理、保護増殖を行う。
- (2) 指定地域の周知徹底を図るため、標識、説明板、囲棚等を整備する。
- (3) 管理責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施する。

### 第4 管理及び事後措置

文化財は、その管理者（所有者）が第1次的に保存、管理にあたるものであるが、町長は文化財が被害を受けた場合、県文化財保護審議会委員等の意見を参考にして被害状況を調査し、その結果を県教育委員会へ報告するとともに、県教育委員会を通じて文化庁に報告する。

国宝等、国の所管にかかわるものについては、所要の指示を受け、文化財的価値を最大に維持し得るよう措置する。

## 第20節 特殊災害予防計画

担当：各機関

### 第1 計画の方針

社会経済の複雑、多様化に伴い、事故の態様も大規模・特殊化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発重大な事故を防止するため、防災活動が効果的に実施されるような体制を確立する。

### 第2 鉱山等災害

町内の主要非鉄金属鉱山は閉山したが、休廃止鉱山では坑廃水処理施設が稼働している。これらの施設・設備等に対しては危害・鉱害防止対策が必要であるため、状況に応じた適切な助言・要請を行うなど保安全管理の徹底を図る。

### 第3 放射性物質

#### 1 現況

放射線を放出する物質を放射性物質という。当町では診療所、工場などで放射性物質が使用されている。

#### 2 対策

- (1) 監督機関は、事業者または輸送事業者並びに現場責任者（以下、事業者等という）に対し、適切に監督、指導を行うとともに事業者等から助言を求められた場合は、適切な助言を与えるものとする。
- (2) 事業者等は関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに放射線災害の予防に関する規定等の作成を行い災害の未然防止を図る。
- (3) 事業者等は放射線による災害を未然に防止するため各種資器材の整備を図る。
- (4) 火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害の恐れがある場合または障害が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずる。

### 第4 危険物等積載運搬車両

#### 1 現況・課題

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等積載運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生の危険性が増大している。また、高速道路や自動車専用道路の延伸に伴い事故が発生した場合、高速走行のためタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

#### 2 対策

- (1) 多量危険物の運搬については、これらの運行・管理者及び運転者の安全運転の励行を図る。
- (2) 有資格者の乗務・保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか運送者に対する予防査察の徹底を図る。

## 第1 計画の方針

災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベストなど（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木等の発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

## 第2 実施機関

町は、災害により排出される生活系廃棄物及びし尿等を迅速に処理する。ただし、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理については、事業主が行うものとする。本町で処理することが不可能な場合は、県の指導により、他の市町村に応援要請しその解決を図るものとする。

### 1 清掃の方法

災害発生後、災害規模に応じて直ちに廃棄物処理を行う。なお、一般廃棄物の処理施設を有する鹿角広域行政組合での緊急な運搬のもとに適正な処理を行うものとする。

#### (1) ごみ処理

##### ① 収集順位

腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は町民生活に重大な支障を与えるものを優先する。

##### ② 収集品目

生活系廃棄物、家電リサイクル法の対象品目

##### ③ 収集方法

ア 災害ごみは、町が保有する車両、許可業者又は臨時借上げ車両により処理施設に搬入するなど適正に処理する。

イ ごみの排出場所については、臨時集積場の設置又は道路排出とし、その集積方法については、あらかじめ、自治会等と協議して定めておく。

ウ あらかじめ定められた集積方法については、広報紙、ホームページ等で周知するほか、災害が発生した場合は、被災地域内にチラシの配布等により周知する。

エ 周知の際は、いわゆる便乗ごみの排出が行われないよう、合わせて周知するものとする。

オ 収集における人員については、衛生班と対策本部事務局及びボランティア受入窓口等と連携をとりながら、許可業者やボランティアなどの人員を確保し、衛生班において、収集計画を立て、実施する。

カ 高齢者などの要援護世帯に対するごみの運搬には、ボランティア等による支援で対応する。その際は、あらかじめ作成している要援護者台帳により対象者を把握し、本人、

家族、自治会等の関係者と連絡を取りながら、対応するものとする。

(2) し尿処理

① 収集単位

浸水被害の場合は、水が引いた後、浸水した区域及び重要性の高い施設を優先する。

② 収集処理方法

ア し尿の処理については、町の許可業者が直接被害家屋を巡回し、収集するものとする。

イ 住民に対しては、直接町の許可業者に収集をしてもらうよう、緊急告知 FM ラジオ、チラシの配布などで住民に周知する。

(3) 犬、猫等の死体処理

① 収集順位

飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報により町が処理する。

② 収集処理の方法

ア 移動し得るものについては、焼却施設又は公衆衛生上支障のない場所で処理する。

イ 移動しがたいものは、埋設処理等、その場で他に影響を及ぼさないように個々に処理する。

## 第22節 医療救護計画

担当：鹿角市鹿角郡医師会・町民課・消防本部

### 第1 計画の方針

平常時から郡市医師会の間で協力し、救護班の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備・確立する。

### 第2 初期医療体制の整備

#### 1 現況

医師会、日本赤十字社秋田県支部等の協力を得て救護班の出動体制が準備されている。

#### 2 対策

- (1) 救護所設置予定施設をあらかじめ定め、住民に周知を図る。
- (2) 災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等点検を行う。
- (3) 郡市医師会等の医療機関の協力により、救護班の編成計画を定める。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (5) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

### 第3 後方医療体制の整備

#### 1 現況

災害時における後方医療は、既存の病院及び診療所に依存することになる。

#### 2 対策

- (1) 平常時から災害発生時に重傷者を収容する医療施設の実態把握に努める。
- (2) 災害拠点病院（かづの厚生病院、大館市立総合病院）と医療情報の共有を図る。
- (3) 各施設・関係機関との連絡体制の確立に努める。

### 第4 広域的救護活動

#### 1 現況

大規模災害の発生によって医師等が不足し、又は医薬品・医療資器材の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要であり、その準備を進めている。

#### 2 対策

- (1) 医療機関は災害時に必要な応急医薬品及び衛生材料を常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- (2) 当町で医師・医薬品が不足した場合に、速やかに対処できるよう隣接市町村との広域医療体制の整備に努める。
- (3) 県及び日本赤十字社秋田県支部等の連絡体制を整備し、供給の円滑化を図る。

## 第23節 災害時要援護者支援計画

担当：総務課、町民課

### 第1 計画の方針

高齢者、障害者、外国人及び子ども・乳幼児等の災害への対応時に援護が必要な者（以下「災害時要援護者」という。）の安全を確保するため、町は、県、社会施設及び災害時要援護者関連管理者等の関係機関と連携し、地域住民、自治会等自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもと、「災害時要援護者支援プラン」を策定し、災害時の情報の収集伝達及び避難誘導等の援助対策の確立に努める。

### 第2 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- 1 災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。
- 2 町は、名簿の作成に際しては、必要な限度で町が保有する個人情報を利用できる。
- 3 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、鹿角警察署、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供する。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- 5 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。

### 第3 外国人、旅行者等の安全確保対策

町及び関係機関は、町内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者への被害を最小限に止めるための防災環境づくりに努めるものとする。

#### 1 防災教育・広報

町は国際交流関係機関と協力し、避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努める。  
また、町内で発生が予測される災害、防災に関する基礎知識、災害種別に対応した避難路、避難場所を記載した地図を、インターネットやパンフレットなどで広報する。

#### 2 地域における救援体制

町は、国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域コミュニティ団体と協力し、外国人及び旅行者の安全確保、救援活動の支援体制の整備に努める。

## 第24節 ボランティア活動支援計画

担当：総務課、町民課

### 第1 計画の方針

大規模な災害発生時には、町や防災関係機関はもとより、地域住民等の自主的な防災組織が災害応急活動に従事することになるが、避難生活の支援や被災者個人の生活の維持及び再建のためには、各種ボランティアの組織活動に依拠するところが大きい。

このため、町は関係機関と連携して、被災地内外から駆け付ける様々なボランティアの受入体制やその活動が円滑に行われる環境の整備を行うとともに、平時からボランティア活動について広く町民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発と育成に努める。

### 第2 ボランティアの受入れ体制の整備

#### 1 ボランティアの登録

町は、あらかじめ災害時に活動できるボランティアの登録制度の確立によって活動可能な人員の確保に努める。

登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類、連絡先及び方法、活動可能な期間、ボランティア保険の加入の有無及び所属団体等の把握により行う。

#### 2 教育及び相互の連携

町は、ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織体制を整備するとともに、ボランティア相互間の連絡ネットワーク化の推進を図る。

このため町は、ボランティア保険制度の周知はもとより、県、防災関係機関及びボランティア関係団体等が実施する、災害に関する知識、消火や救助活動のための基本的な技能の習得などに関する研修・講習会への参加を推進するとともに、必要に応じて町が研修・講習の機会を設け、ボランティアの実践力に努める。

### 第3 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアに区分され、おおむね次の事項が想定される。

#### 1 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助

- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

## 2 専門ボランティア

- (1) 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
- (2) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- (3) 福祉（手話通訳、介護等）
- (4) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- (5) 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
- (6) 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
- (7) 通訳
- (8) 特殊車両の操作（大型重機）
- (9) ボランティアコーディネーター
- (10) その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動

## 第25節 広域応援体制の整備計画

担当：東日本電信電話(株)秋田支店・東北電力(株)・各課・消防本部

### 第1 計画の方針

大規模災害発生時において、被災地方公共団体及び被災公共機関等が単独では十分な対応が困難となった場合に備え、町及び関係機関は円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定等を締結するなど、広域的な応援態勢の確立に努めるものとする。

### 第2 相互応援態勢の確立

#### (1) 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

県及び県内全市町村は次のとおり協定を締結しており、これに基づき被災市町村への応援を行う。

応援の要請	1 被災市町村は、県に対して応援を要請することができる。 2 被災市町村は、県に要請するいとまがない時は、他の市町村に直接応援を要請することができる。
応援の種類	1 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供 2 避難所の開設及び避難者の受入れ 3 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供 4 応急活動に必要な職員の派遣 5 上記のほか、被災市町村から特に要請のあったもの
要請を受けた県・市町村の役割	1 県は、被災市町村からの応援要請に対し、他の市町村に応援を要請する。 2 要請を受けた他の市町村は、対応可能な応援内容を県に報告する。 3 県は、他の市町村からの応援内容を調整する。 4 県は、自ら実施することが適当な場合は、直ちに応援を実施する。
自主応援	1 県及び他の市町村は、被災市町村が応援要請できない状況にあると判断した場合には、自主的に応援することができる。 2 自主的に応援した市町村は、その内容を県に報告する。

### 第3 消防機関相互応援協定

鹿角広域行政組合消防本部は、「秋田県広域消防相互応援協定」の外、近隣消防機関との相互応援協定に基づき広域的な支援が円滑に行えるよう、消防力の整備指針に従い消防防災施設設備の整備に努めるものとする。

### 第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

電気、電話、ガス、水道等のいわゆるライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援態勢の充実を図る。

### 第1 計画の方針

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響が大きく、このため各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要である。そのため、町は、企業の災害時における防災対策の推進を働きかける。

### 第2 基本的な考え方

#### 1 事業継続計画

災害時における企業活動の低下・停止は社会に与える影響が大きい。このため、町は、各企業が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう要請する。また、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の構造強化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進を働きかける。

#### 2 災害時に企業が考慮すべき重要事項

##### (1) 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

##### (2) 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

##### (3) 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、平時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には、次の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- ① 援助金の提供
- ② 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- ③ 保有する水・食料等の物資の提供
- ④ 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- ⑤ 社員のボランティア活動への参加

### 第3 事業継続計画の策定

経営者は、企業の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず普及させるための事業継続計画の策定が重要である。

具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防ぎよするか、又は重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をとるのかの二つの観点から実施することが必要であり、策定にあたっては、次の項目が特に重要である。

- 1 指揮命令系統の明確化
- 2 本社等重要拠点の機能の確保
- 3 対外的な情報発信及び情報共有
- 4 情報システムのバックアップ
- 5 製品・サービスの供給

### 第4 教育・訓練の実施

作成した事業継続計画の検証が必要であり、行政機関と連携した次の訓練を継続的に実施し、提起された課題を検討・整理のうえ、これを事業継続計画に反映させる。

- 1 基礎知識を与えるための教育
- 2 幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定訓練
- 3 避難訓練
- 4 消防訓練
- 5 バックアップシステム稼働訓練
- 6 対策本部設営訓練等

## 第27節 大規模停電対策計画

担当：各課

### 第1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

町及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。なお、整備に当たっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

#### 1 避難所

町は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

#### 2 防災拠点

町及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

#### 3 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

### 第2 非常用発電機の燃料確保

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

### 第3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。